

○大府市役所の庁舎の開放に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市役所の庁舎の開放に関する規則（平成12年大府市規則第64号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、多目的ホール、会議室001、会議室002、会議室003及び市民健康ロビー展示パネル（以下「ホール等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 規則第5条第3号の「その他市長が適当と認めるもの」とは、大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）第8条第1項各号のいずれかに該当する場合の使用を行う者をいう。

(使用の許可)

第3条 規則第6条第1項に規定する申請書は、第1号様式とする。

2 前項の申請書は、別表第1の左欄に掲げる使用区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

3 規則第6条第2項に規定する許可書は、第2号様式とする。

(使用の不許可)

第4条 規則第7条第5号の「執務等に支障が生ずるおそれがあるとき」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 使用により生じる音、振動等により執務に支障が生じ、又は近隣の平穩を乱すおそれがあるとき。

(2) 酒類を提供するとき。ただし、多目的ホールで開催する立食パーティーの場での提供等市長が特別に認めるものは除く。

(使用の変更の許可)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用日時その他許可書に記載された事項を変更しようとするとき（使用日の変更は1回に限る。）は、第3号様式に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により第3号様式を提出した者について使用の変更を許可したときは、第4号様式を交付するものとする。

(使用の取消しの承認)

第6条 使用者は、ホール等の使用の取消しをしようとするときは、第3号様式に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により第3号様式を提出した者について使用の取消しを許可したときは、第4号様式を交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）第5条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第2に定める基準によるものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者及び使用に伴う参集者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (3) 許可なく広告類等の掲示又は配布をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) 許可なく募金その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 収容人員を超える人員を入室させないこと。
- (7) ホール内外の秩序保持及び安全確保のため、必要な整理員を置くこと。
- (8) その他管理上必要な事項について関係職員の指示に従うこと。

(使用後の届出)

第9条 使用者は、ホール等の使用を終わり、又は使用を中止したときは、速やかに使用した附属設備を原状に復し、その旨を届け出なければならない。

2 使用者は、ホール等の施設及び附属設備を汚損、損傷若しくは滅失したとき又は事故が発生したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。ただし、この要領に基づく使用の許可の手續に関する規定は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の大府市役所の庁舎の開放に関する要領の規定に基づき作成されている諸様式は、改正後の大府市役所の庁舎の開放に関する要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月21日から施行する。

ただし、第1号様式その1及び第2号様式その1は、令和6年10月1日以降の使用の申請許可の手續きに関してから施行する。

別表第1（第3条関係）

使用申請書受付期間

使用区分	受付期間
(1) 多目的ホール	使用日の属する月の10か月前の月の最初の開庁日から7日前まで
(2) 会議室001	使用日の属する月の3か月前の月の最初の開庁日から7日前まで
(3) 会議室002	使用日の属する月の3か月前の月の最初の開庁日から7日前まで
(4) 会議室003	使用日の属する月の3か月前の月の最初の開庁日から7日前まで
(5) 市民健康ロビー 展示パネル	使用日の属する月の3か月前の月の最初の開庁日から7日前まで

備考 (1)以外の施設（(5)を除く。）を(1)と併用して同時使用する場合は、(1)と同じ受付期間とする。

別表第2（第7条関係）

使用料の還付基準

区 分		還 付 率	
(1) 選挙に関する事務によるとき。		100%	
(2) 災害その他の事故によるとき。		100%	
(3) 前2号に掲げる場合のほか、公用又は公共用に供するとき。		100%	
(4) 前3号に掲げる場合以外の場合	ア 多目的ホール及び多目的ホールと併用して使用許可された会議室	使用日の180日前まで	100%
		使用日の90日前まで	60%
		使用日の30日前まで	30%
	イ 会議室001 ウ 会議室002 エ 会議室003	使用日の60日前まで	100%
		使用日の30日前まで	60%
		使用日の20日前まで	30%
(5) 各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めたとき。		100%	

備考

- 1 還付率は、精算後の過納付額に乗ずるものとし、その金額に10円未満の端数が生じた場合は、その金額の端数は切り捨てるものとする。
- 2 使用日の変更を許可された日以後に許可された事項の変更又は取消しをする場

合の還付率は、使用日の変更を許可された日現在の還付率（その日に取消しをした場合の還付率）と使用日の変更を許可された日以後に許可された事項の変更又は取消しをする日現在の還付率のうちいずれか低い方とする。